

Title	八王子千人同心について
Sub Title	
Author	高橋, 碩一(Takahashi, Shinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.15, No.2 (1936. 7) ,p.129(297)- 161(329)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360700-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八王子千人同心について

高橋 碩一

八王子千人同心は徳川時代を通じて存在した一個の團體的農兵である。故に之が近世的身分制度たる兵農分離の社會に於いて特異な存在であつた事は謂ふ迄もない。我々は八王子千人同心について知る前に、先づ彼等の周圍の兵農分離の成立過程を観察すると共に、當時に於いて如何なる觀察が八王子千人同心の上を下されてをつたかを見よう。

戰國時代に於ける下級武士は大部分農村に住んで平時に於いては農耕に従事し、事ある時は馬を曳き、武具をとつて、大將の幕下に馳參じたのである。かゝる事實は農民の反抗を強力ならしめるものであつた。しかるにかゝる兵農一致の状態は近世封建制度の特質たる身分制度の確立によつて分解された。その最も大規模な事業は秀吉の刀刈であるが、之は農民の反抗を彈壓する意味を多分に有する。むしろ兵

農はもう當然分離すべきものとなつてゐたのが、刀刈によつて促進されたものと解すべきであらう。戰爭の方法も進歩して武士は團體化し、經濟的には町の發達特に城下町のそれが著しく、そこに武士と町人が集中した。かくて武士が扶持米を得るに至つて直接土地支配から離れると云ふ點も農民との距離を大きくした。かくて城下町に集つた武士は今や全く農村的な要素を捨てた純粹な武士となつた。而して農民は新に封建的農奴として土地への再緊縛を強固にされ、その生産力を高められると共に、反抗力を奪はれたのである。かくして近世的身分制度による兵農の分離が確立するに至つたが、かゝる兵農分離の關係は徳川時代に至つて完成し、而して元和以來の平和は必然的に武士をば事實上の非戰鬥者、半遊民、非生産者と化せしめた。しかも商品經濟の發達は町人の富強と武士の困窮とを齎したのであつて、結果として一般武士の經濟的並びに精神的變質を來す迄に及んだ。元よりその根本には近世封建制度と、その中に伏在して漸次擴大強化しつゝ、あつた商品經濟との矛盾があつたとは謂へ、ともかく世の識者にとつて解決すべき當面の問題は彼等武士の遊民的生活と非生産的立場であつた。こゝに、これが對策として武士土着論或は武士歸農論とも稱すべき農兵論が數多現れたのである。例へば、熊澤蕃山の大學或問、荻生徂來の政談、西川如見の百姓袋、太宰春臺の經濟錄、武元立平の勸農策、或は藤田東湖の土着の議等の中に於いて説かれてをる如きものである。これらの中に説かれてゐる所の農兵論は、その觀點と方法とに多少異るところはあるけれども、何れも兵農を一致せしめて當時の武士の軍事的能力の向上、

並びに經濟的救濟をはからうといふのがその主眼である。その方法は所謂郷士制度に依らうとするもの、或はまた、八王子千人同心のごとき團體的農兵によらうとするものがあつたが、いづれもその終局の目的とする所に大差はない。

是等諸說の中、太宰春臺の所論が直接に八王子千人同心について最も多く言及してをるのであつて、その經濟錄卷七の武備の篇に、

『昔先王ノ世ニハ、「寓ニ兵於農」トイヒテ、兵ヲバ農ヨリ出セリ（中略）當代ノ八王子ノ千人衆ノ如キハ、屯田ニ似タル者也』

と謂ひ、更に薩摩の外城、土佐の一領具足に就いて述べた後、

『當代ニハ八王子ノ千人衆バカリ、常ニ田舎ニ住デ耕作ヲ事トスル故ニ、生産匱カラズ、父母妻子ヲモ優ニ養フ、都下ニ住ム同心中間ノ類ハ、歲俸ノ外ニ、何ニテモ産業ナク、且繁華ノ地ニ居テ、衣食奉養奢侈ヲナシ、四肢ヲ惰テ安逸ヲ常トスル故ニ、貧窮ヲ苦ミテ、父母妻子ヲモ養ヒカヌル者甚多シ、

此類ノ輩ハ、手足モ軟ニ、勞苦ニモ堪ズ、武夫ノ本意ヲ失テ、軍事ノ用ニ立ベシト思ハレズ』と云つて、以下大に武士土着論を説き、更に

『是武道ヲ古ニ復ス術也、又今ノ武夫ノ貧窮ヲ救フ道モ、是ニ過ルコトアルベカラズ。』と結んでゐる。斯く時弊を痛論されてみると、八王子千人同心は少くとも、當時他に類例のない理想的

な組織であつて、且つ無事泰平の代、一般武士が前述の如き衰頹を來した時にあつて獨り有力なる軍團であり、とつて以て彼等の農兵論實行の模範とすべきものとして春臺の眼には映じたのであらう。

さて春臺をして斯く迄絶讃せしめた八王子千人同心とは如何なるものか、果して春臺の謂つた如く「生産匱シカラズ、父母妻子ヲモ優ニ養」ひ得たであらうか、而してその組織は「是武道ヲ古ニ復ス術也、又、今ノ武夫ノ貧窮ヲ救フ道モ、是ニ過ルコトアルベカラズ」との所論に合致し得るものであつたらうか。以下、本論文に於いては主として八王子千人同心の沿革を記すと共に、多少これらの問題にも言及してみたい。

(1) 中村吉治氏 近世初期農村の問題四十六頁 (岩波講座日本歴史)。

(2) 日本經濟大典、第九、五八八―五九三頁。

二

八王子千人同心の起源は一般に甲州口の防備並びに八王子を中心とする北條氏遺臣の蠢動に對する警備の爲に置かれたものとされるのであるが、更に之は徳川氏の武田氏、北條氏等諸家遺臣に對する懷柔策乃至保護政策と呼ぶべき牢人對策として、其後幕府によつて行はれた牢人對策の一の萌芽をこゝに發見する事に於いて、その有する重要な史的意義を見るのである。勿論、それらは後に見るほどには

重大な社會問題化してはをらなかつたとは謂へ、それは一方に於いて近世封建制度建設の上に大なる障害となる事は謂ふ迄もないのであるから、それら失業武士を懷柔、保護して自己の統制下に入らしめた上、彼等をして他の不穩分子等の警備に當らしめる事は正に一石二鳥の名案であつた。今、之を具體的な事實について觀察してゆかう。

天正十年春、武田家滅亡の際、甲州小人頭、窪田助之亟正勝は徳川氏に召出され、その麾下にあつて戦功あり、之によつて『右被相抱可有奉公』との命を受け、更に同年十二月には『本領不可有相違』の朱印狀を與へられ、更に翌年四月には他八人の小人頭も窪田と同様に朱印狀を與へられた。⁽¹⁾

これらの小人頭は又中間頭、横目付衆、筋奉行など、も稱してをつたもので、甲陽軍鑑には

『(前略)

此横目衆

一、萩原豊前守一、久保田助之亟、一、原大隅、一、志村又右衛門、一、中村彌左衛門、一、河野但馬、一、石坂勘兵衛、一、萩原五右衛門、一、山本土佐、一、久保田監物

右十騎は御中間頭なり、一人に付て三十人御小人・御中間・御道具衆より、これを預り御構へ大手の番屋にて、一日一夜宛番役をつとむ、殊更甲州口々の筋奉行を、彼の御中間に仰せ付けらるゝ、府中其外在々の役者衆或は又目付衆迄の依怙最負・善惡の横目なり⁽²⁾』

とあり、武田氏の時代には小人中間を廿人、三十人づゝ預り、いづれも目利を役として居た。彼等は孰れも感狀多數を有する者ばかりであつたと謂はれる。これら武田家にあつて勇名を馳せた彼等が後に八王子千人同心の統卒者たる千人頭となつたのである。

八王子千人同心は彼等を中心として結成されていつた。武徳編年集成には、

『天正十一年四月廿八日先に信玄の小人頭、(中略)を濱松に召て井伊直政を以て甲州と隣國の境目すぢ仕置の沙汰し境目の砦には此内一人宛横目として加り他國の事迄も聞届け密に言上すべし去年甲州先方の士、早速御家人に列せらるゝ所に悉く忠を勵す故、參遠御譜代の健士に續き御哀憐を施さるべき旨を諭され信玄の時の如く境目の手置すべき由御朱印を賜る、この時迄小人二百四十人、その頭右の八人也。』⁽³⁾

とあり、この二百四十人は即ち後の八王子千人同心の萌芽をなしたものである。

その後、天正十八年小田原の北條氏が滅亡し八王子城落城の後、浪人野武士等横行し、且つ、その一族陸奥守氏輝の殘黨が八王子に居る様子なので之に備へんが爲に、⁽⁴⁾本多佐渡守は先の窪田助之丞を通じて以下の小人頭と交渉し、⁽⁵⁾在々所々に居つた所の諸家の浪人を集めて今迄の二百四十人を總勢五百人とし、之を八王子に移住せしめ、更に慶長四年大久保石見守の係りで五百人を増員し、都合千人として甲州口の押へ竝びに留守居役に就かしめた。

以上は千人同心結成過程の平面的敘述に過ぎないが、更に當時、大久保石見守長安が天正十八年、家康の關東入國と共に八王子總奉行となつてをる事は、この間に有力な消息を漏すものではなからうか。蓋し、八王子は所謂江戸より甲州に通ずる甲州街道中の驛として頗る要地であるが、當時武田、北條等諸家の浪人たる落武者、或は野武士の輩群居して動もすれば事端を構へ、騷亂の絶え間がなかつたので、頗る難治の地とされてをつたので、家康は關東の代官をば多くこの地に居住せしめ、而して長安はその非凡なる政治的才幹を以てこれを指揮したのである。⁽⁶⁾元來長安は武田氏の遺臣であり、前述の慶長四年の五百人増員の際も彼がその係りであつた事より考へても、八王子千人同心結成に當つて彼の斡旋による所が少くない事を感じると共に、それが武田家遺臣と最も關係深かつたであらうと想像されるのである。

當時の彼等には常時に於ける定つた任務は課せられなかつたから、彼等はその暇に任せて自由に野田を開墾し、農業に従事し、又彼等の中には土地を給與されたものもあつたと謂はれ、従つて例令その俸祿は後述する如く極めて輕かつたとは謂へ、その生活は比較的樂であつたから、前述の如き人數が立所に集め得たものであらう。

右の如く八王子千人同心の結成に當つては、當時八王子に在つた大久保長安の斡旋による所が大であると思はれ、しかもその募集に應じた武士等をして薄給なる半面に野田の開墾を許し、又一方には土地

を給與して永住の道を謀り、彼等の懐柔、保護の政策をとりつゝ、彼等をして當時附近に潜在した諸家の落武者、野武士等の警備に充てた事は極めて巧妙なる一石二鳥の手段であり、しかも彼等をして薄給に甘んせしめ、農業に従事せしめる事が、表面傳へらるゝ如く、彼等をして客分として捨扶持を與へて置くと云ふ形式をとつたとしても、事實に於いては彼等の農民化を待つに近く、この點、幕政成立後に見らるゝ如き牢人統制とは全く異つた、遙に巧妙なる根治的牢人對策を見るのである。併し乍ら勿論それらが後の場合の如く一般武士が全く非生産的消費階級と化し切らなかつた過程に於いて行はれたものである事を見逃してはならない。

斯くして八王子千人同心は結成せられたが、この結成當初に於いて既に彼等の農民化が約束せられる條件の下にあつた事に注意して更に觀察を進めてゆかう。

(1) 千人頭御朱印寫(八王子市志村吉十郎氏藏)。

吏徵別錄(續々群書類從第七)九十九頁。

(2) 甲斐史料集成第九、一四〇頁。

(3) 古書類苑 官位部三、ノ一二二六頁。

(4) 徳川實紀 台徳院五十六(新訂増補國史大系三十九卷二二八頁)。

(5) 註(1)所收

(6) 槇山莊主人 大久保長安(中央史壇 三卷六號七五九頁)。

八王子千人同心は古くは八王子千本槍衆、八王子長柄同心、八王子千人衆等と見え、又八王子千人組とも呼ばれ、幕末には八王子千人隊の名が多く用ひられた。

八王子千人同心内部の組織についてみるに、先に述べた通り慶長四年八王子千人同心結成と同時に千人同心の萌芽をなした武田家の小人頭に窪田助之亟の伴兵左衛門を加へた十人を千人頭と呼び、各同心百人づゝを統率する事となつた。故に千人頭といふのは千人の頭の意味ではなく千人同心の中の頭の意味で實際は百人の頭なのである。彼等に統率さるゝ組をその千人頭の姓を冠して「窪田組」「原組」等と呼び、その組の中に又各十名づゝの組頭一名與頭を置き組の中に於いて又十人づゝの組を支配せしめた。

内部の組織は以上の如くであるが、前述の千人頭萩原、窪田、原、志村、中村、河野、石坂、萩原、山本、窪田の十人は格は全て御目見以上で幕府の鑑奉行の支配に屬してをつた。斯く整然たる十進式の支配組織を以て統率された例は、數的に不整備不規則を極めた徳川幕府の下に於いて珍らしい例と謂へよう。千人頭は後に二名追加されたが、それは實は缺員を生じたのでそれに縁故あるものを以て補充したのであつて、組そのものに異同はなかつた⁽¹⁾。もつとも幕末には千人頭の中、一方の窪田は廢せられ、九組となつた。

次に千人同心の員數であるが、之は謂ふ迄もなくその名の如く千人である。併しながら常にこの員數が保たれた譯ではなかつた。その員數の變遷の詳細は明かでないが、自分の知り得た員數は、第一は慶長四年大久保石見守の斡旋で總勢千人とされ、千人同心の名を得た時である。尤もこれとても果して正確に千人であつたか否かは明らかでないが、先づ大體千人と認めてよいであらう。第二は寛政四年閏二月、改めて一組十人宛都合百人を減員し、爾來九百人を定員とされた時で、この員數九百人は天保六年千人同心持高改めの際も異動がない⁽³⁾。第三は後述する米商大坂屋甚助の手記によつて知られる嘉永六年の八百九十九人⁽⁴⁾、第四は嘉永七年調べの千人隊町村別人名録に依つて知られる總人數八百八人である⁽⁵⁾。これだけの數字では甚だ不満足ではあるが、大體に於いて千人同心が千人に近い員數を有してをつた事と、その員數がやゝ漸減の傾向を有してをつた事が窺はれるのである。但し之等は孰れも表面上の數字であつて、事實は江戸その他各地に於て見らるゝ武士の株賣買と同様、彼等の武士としての身分そのものが株として賣買せられ、一人で數人の株を有する者も生ずる有様であつたから、實際の數字を輕々に斷ずる事は出來ない。なほこの點については後述しよう。

右の如き多數の武士は何處に居住したかと云ふに、謂ふ迄もなく八王子を中心としたもので、現在の八王子市の西端、現に千人町の名の残つてをる所がその組屋敷の跡である。新編武藏國風土記稿には

『八王子千人町。千人町は横山十五宿とは別區にして八木宿の西につゞけり（中略）東西十三町、南

北一二町より五丁許りに及ぶ、千人町へ入ること纔にして追分あり、右は久保宿・島之坊宿を経て案下への道なり、左は即ち甲州街道にして、千人町の通りなり、中ほどより北へ折れ三町ばかりの横町あり、縦横すべて千人頭及び組に屬するもの門戸をならべて許多あり、此屋敷町は御打入の後に、元八王子の地にて賜りしが、文祿二年この所へ元八王子の宿々を引うつされしによりて、屋敷屋敷もしたがつてこゝに移りしと云、其他の同心は其頃よりして、今も尙八王子近在三四里四方の間に土着して、屯田の有様となりぬ⁽⁶⁾』

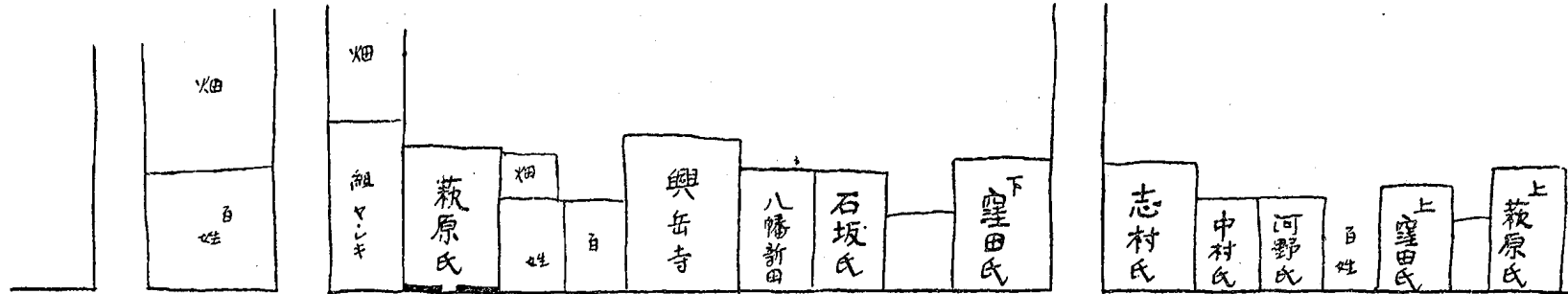
とあり、又、横山十五宿根元記には

『千人町拜領屋敷、千人頭十軒分、合せて十七町八段一畝廿七步、同心組屋敷百一軒分、十町三反二畝十五步⁽⁷⁾』

とある。こゝに同心組屋敷百一軒分とあるのは、武州八王子十五宿地誌搜索卷二に⁽⁸⁾

『此外組中にも天正組とて屋敷拜領の輩もあり』

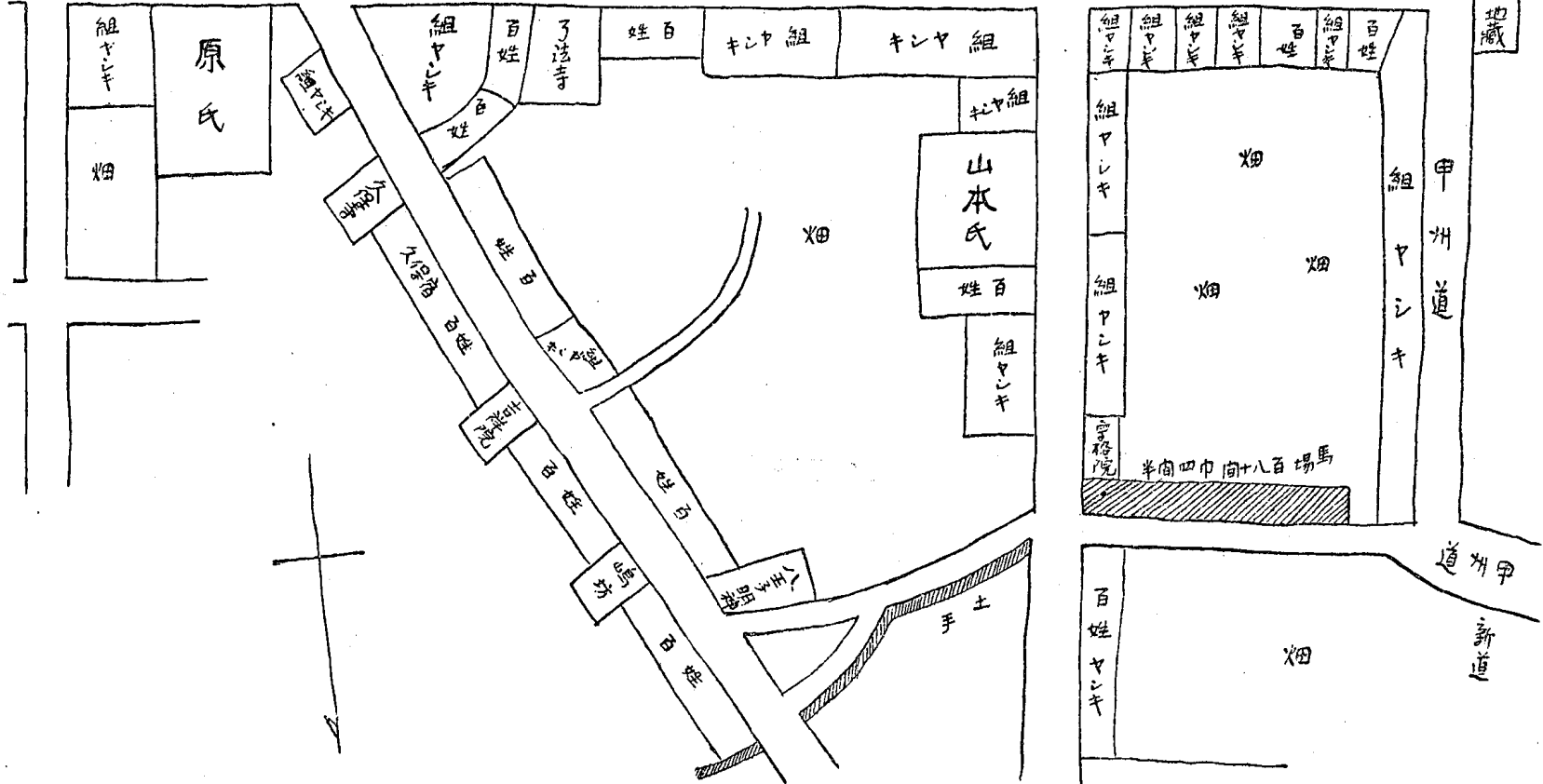
と記されてをるものに當るのであつて、全體から見ればごく少數である。寛政元年の調べによれば組屋敷住は僅に九十三名を數ふるに過ぎない⁽⁹⁾。千人頭は孰れも前述の拜領の大屋敷を有し、右の平同心は組頭と共にその向側に於てその所屬の千人頭と相對して居た。(帝國圖書館所藏武州八王子十五宿地誌搜索所載の地圖の模寫を掲げたから對照せられたい。)



道州甲

通町千人

道ダシ



右の組屋敷住以外の千人同心については新編武藏國風土記稿に『八王子近在三、四里四方の間に土着して屯田の有さまとなりぬ』と見えてゐるが、幕末に於ける彼等の分布は八王子を中心として三多摩、入間及相州北部の百四十一ヶ町村に互つてゐる。⁽¹⁰⁾

次に、彼等の俸祿について見てゆかう。先づ千人頭の俸祿をみるに、その甲州以来の本領は二百石より五百石以上に及び、孰れも堂々たるもので幕府時代になつては孰れも二百俵高であつた。⁽¹¹⁾次に平同心は、天正十九年に結成せられた五百人は拾五俵壹人扶持、慶長四年に召出された五百人は拾俵壹人扶持と傳へられる。⁽¹³⁾

勿論、以後異動のあつた事が認められるが、之が全般的に改正されたのは、天保六年の千人同心持高改めの際と思はれる。この改正の結果とその以前の數字と比較する事が出来れば幸なのであるが、自分は未だ残念乍らその改正後の數字しか知り得ない。その記録によると、最も高の多い三拾八俵と謂ふのが四人、最も尠い拾俵と謂ふのが四百六十六人、合計當時の總人數九百人に對して壹萬千六百貳拾五俵餘、即ち平均一人當り拾三俵弱であつて、又同じく平同心の中に於いても俸祿の低い者が大多數を占めてをつた事が知られる。⁽¹⁴⁾又、扶持米の方は、之の配給を委託された米商大坂屋の記録に嘉永六年度、四千三百七拾俵餘とあるから、平均一人當り壹人扶持強と云ふ零細なもので、結成當初と殆ど増減がない。⁽¹⁵⁾右の外後述する日光火の番その他出役中は僅少の加扶持が與へられた者もあるが、兎も角もこの十二俵

弱及び僅少の扶持米を以て千人同心の一般的な俸祿と認めて大過ないと思ふ。

而して、これら俸祿請取の方法は、先づ切米の方は江戸に毎月交代に一名宛出張してゐる所謂月番の千人頭が通知を受け、十人の組頭が御藏に於いて請取つたのであるが、米渡の方は之を賣つて金に換へ、金渡の方と合して八王子に持參し、各、その月の月番所に於て平同心一同に之を渡したのである。故に切米の方は江戸の藏米取と異り、實際手に入る時は全部金子を以て支給された譯である。次に扶持米の方は八王子附近が天領であつた關係上、その地の代官より千人頭が直接請取り、之を千人町組屋敷に近い八木宿の大坂屋と云ふ米屋に委託し、こゝから平同心の手に支給したのである。この大坂屋は次第に江戸に於ける札差と相似た發達系路を経て八王子千人同心専屬の金融機關化するに至つた。之については更に後述しなくてはならない。

八王子千人同心の俸祿の僅少なりし事は上述した平均一人當り十三俵弱の數字によつても略々見當がつくが、勿論之では商品經濟の發達に伴ひ、例令彼等が平時農村生活をしてをつたとは謂へ、彼等の經濟生活に困窮を免れなかつた。しかも彼等の經濟生活に多少なりとも彈力を與へたのは彼等が平時農業に従つた事にあるは申す迄もない。しからば彼等の兵農一致生活に於ける重要な要素をなす土地は如何程であつたか。

上述した如く、彼等の土地は八王子千人同心が結成せられた當時彼等自ら田野を開墾して得たもので

あつた。しかも之等の土地が果して如何程あつたか、既に不明なものに加へて後述する株賣買の濫行された結果は彼等の土地を本來の姿に於て觀察する事を甚しく困難にしてしまつた。しかし之は一面に於て彼等の土地が彼等の經濟的衰頹の前に甚だ無力なものであつた事を示すに過ぎない。兎も角も千人同心の土地に關しては部分的な史料は勿論存するが、更に、縦に或は横に一貫した史料を得る事が出來ぬ爲、之を明かにし得ぬ。故に今は輕々しい推測は避けなければならない。

- (1) 前掲 吏徵別錄 九十九頁。
- (2) 寛政元年千人組屋敷 人名錄(八王子市島村龍造氏發行)の例言に據る。
嘉永甲寅千人隊町村別
- (3) (14) 天保六未二月千人同心持高改(八王子市志村吉十郎氏所藏)。
- (4) (15) 大坂屋甚助の嘉永六年の手記、耳袋(八王子市森本喜助氏所載)。
- (5) (9) (10) 註(2)前掲。
- (6) 大日本地誌大系第九、一六九頁。
- (7) 天野佐一郎氏 八王子千人同心(八王子教育)所收。
- (8) 武州八王子十五宿地誌搜索(帝國圖書館所藏)。
- (11) 八王子千人頭御朱印寫(志村氏所藏)。
- (12) 吏徵上卷(續々群書類從第七)二十九頁。
- (13) 八王子千人同心由緒書(志村氏藏)。

四

八王子千人同心の任務は、その結成當初にあつては附近一帯の警備、及び甲州口の防備にあつた事は前述の通りであつて、彼等は有事の際、長柄即ち長槍をとつて出動し、その團體的特長を發揮するにあつたのであつて、彼等がその組屋敷附近に有した馬場の如きも、事實上彼等の長槍の訓練場であり、その操法も一般と自ら異なる所があつたと傳へられる⁽¹⁾。彼等が團體的に長槍をとつて行動する事が即ち彼等が八王子千本槍衆、或は八王子長柄同心等と呼ばれた所以である。

彼等は既に天正十九年の九戸政實の亂を初め、文祿の役には肥前名護屋へ、また關ヶ原、大坂冬、夏の兩陣孰れも從軍した。しかし乍らかゝる彼等の任務も元和以來の平和によつて事實上無意味なものとなつた。その後は、將軍の上洛及び日光御社參の際の供奉を例とし、又、京、伏見、江戸城の普請の御用を勤め⁽²⁾、或は明曆、萬治の江戸の大火の際は直に出動してゐる⁽³⁾、その他臨時に駒木野の關所の警衛に出張し、或は附近に起つた農民紛擾等の際之が鎮壓に當つたと謂ふが、いづれも臨時の事に過ぎない。

元來、八王子千人同心には常時定つたる任務なく、されば、前述の如く彼等は客分として捨扶持を給せられてをつた如くにさえ傳へられてゐるのである。その後、彼等が初めて與へられた平常時に於ける任務は日光東照宮火の番で、これは幕末迄續いて勤務した。之は八王子千人同心が自ら志願したものと

も謂はれるが、別に確たる證據としては見當らない。以下少しく、彼等の日光火の番について述べねばならぬ。

日光東照宮の火の番は承應元年六月、初めて命を受け、頭二人、同心百人宛五拾日代りに勤め、山内及下鉢石の上下二ヶ所に番屋敷を興へられた。その後、寛文十二年正月、人數を頭一人同心五十人（内組頭五人）と定められ、五月、十一月の半ヶ年交代となり、之と共に從來の上下の番屋敷（御番小屋）の中、下鉢石の方は之を廢された⁽⁴⁾。しかし之は幾何もなく天和三年六月十五日又舊の如く二組五十日代りと改められ、日光の火の番の充實を計られた。この制度は長く寛政度迄續けられたが、寛政三年四月には再び先の改正の際と同様頭一人、同心五十人宛の半年交代の制に復した⁽⁵⁾。その理由は、當時既に八王子千人同心も次第に經濟的衰頹を來してをつたから、先の同心百人宛五拾日代りに勤めたのでは一方に往復の經費の莫大な許りでなく、彼等の重要な収入の道である農業に大なる支障を來す結果之を緩和せんが爲であつたらう。他方幕府は翌寛政四年より、組頭は三十俵高として日光火の番在勤中の半組頭五名に加扶持として貳人扶持を給し、各人足一人宛を召連れ、火消道具の持運び、その他組用等を支障なくすべき事を命じ、以てその手薄を補はんとしてゐる⁽⁶⁾。

何分にもこの日光東照宮火の番は平時に於ける八王子千人同心唯一の任務であり、しかも五十人半年交代と謂へば、假に全員九百名として各人が勤番に當るのは九年に一度の事である。平常の農耕生活は

次第に彼等を農民化してをつたのであり、彼等はこの勤番に當つて平常の百姓姿より脱して、兩刀を腰にし武士としての生活を送るのであるから、彼等の中にはその役向に任せて思はしくない行動に及んだものも多く、又素行上にも齟齬すべき問題を起す事が尠くなかつた。それは彼等の出番御法度書にも反映してゐる。彼等の勤務の有様を知るにも便であるから今、左にその全文を掲げる。

出番御法度書

一、此度日光御番罷越ひニ付、従前ニ被仰付ひ御法度之趣堅相守可申事、

一、在勤中者不及申、於道中^ニ、仲間諸事申合大切ニ相勤可申事、

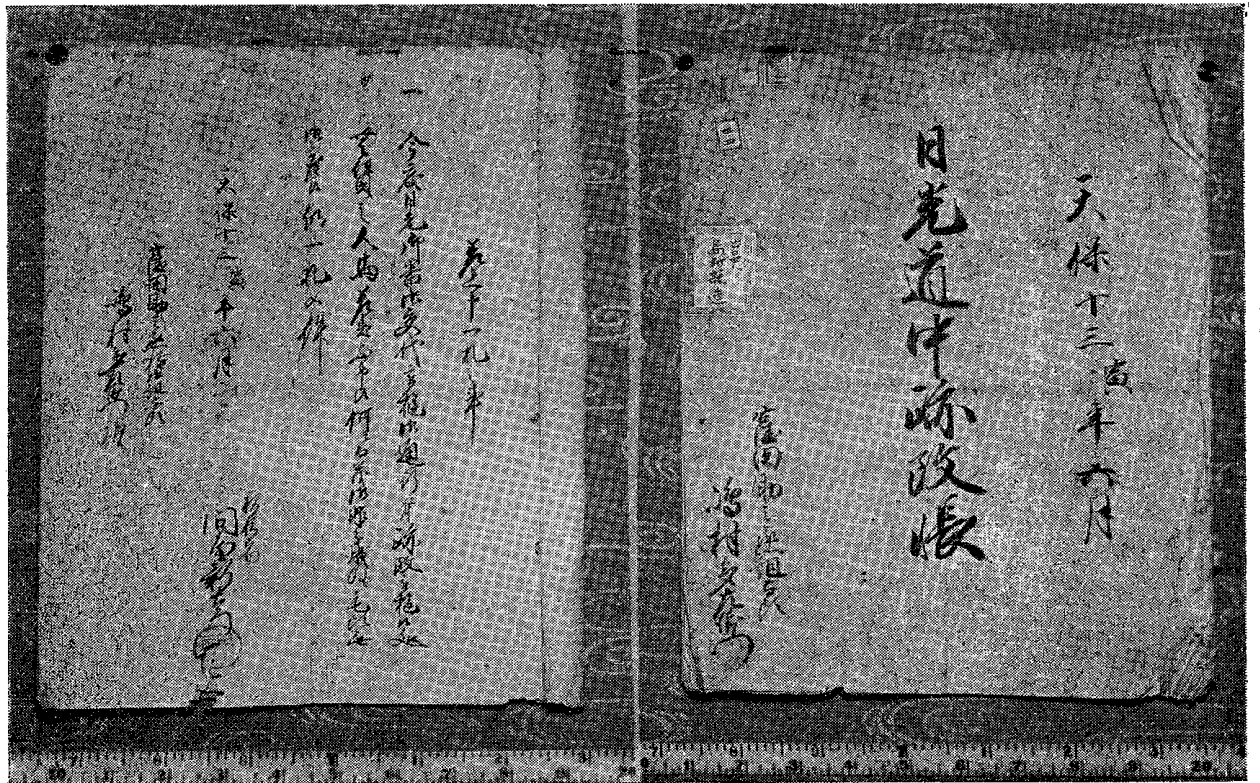
一、道中筋御威光を以テ私奢不仕不作法之儀^ニ勿論かさつ等致間敷ひ、道中御傳馬並駄賃馬掛輕尻貫目御定通可仕、駄賃錢拂請取手形致可申、人馬聊無滯爲纏立御威光ヲ以、過雜無之様、萬一歩行難成ひハ、其段組頭^ニ申達、人馬印鑑更^ニ問屋^ニ申付、印鑑引替、賃錢相拂、人馬相用可申ひ、如何様之儀有之ひ共、其次第組頭^ニ相届ケ差圖ヲ請ひ様可致事、

附、道中^ニ手形番組頭出立ひハ、各相立可申、尤頭出立迄ニ不殘立可申ひ、

道中並在勤中、大酒致申間敷事、

一、跡改組頭、宿を相改、問屋役人^ハ無賃之人馬不差出、非分無之様、一札致可申事、

一、櫓當番之節、無油斷四方ニ氣ヲ付相勤事、



八王子千人同心について（高橋）

- 一、町廻リ之節、御威光を以、過雜等仕間敷ハ、
- 一、銘々、火消有是其役不相違様、可申合ハ事、
- 一、火事之節、心之及所出情可致ハ、於火事場ニ相散ハ物拾イ取申間敷ハ、猥ニ家居ニ入申間敷ハ、於場所ニ差圖次第、組頭共差引之趣相守可申ハ、拍子木亂ニ打ハハ、火之手消防專ニ致、人數引圖居ハ節ハ、拍子木二ツ宛打ハ間、人數、頭纏ハ場所ハ相集リ可申ハ、
- 附、外火消入夫不申ハ様、兼々手組可申合ハ事、
- 一、御役所ニハ喧嘩口論等仕間敷ハ、若右體之儀も有之ハハ、見捨置不申取治ハ様可致ハ、小屋之内ニハ小唄淨瑠璃ハ勿論、言多之談等相慎可申ハ事、
- 一、組頭之儀ハ平同心を無依怙最負諸事取斗可申ハ、如何敷儀及見聞ハハ、致吟味可申ハ、

一、世話役之者共、萬端、小屋内取締方組頭共^に及對談相斗^ひ様可致^ひ衰、

一、門番所詰當番之者引出入相致、替札引替門限申渡之通^り相守^り可申^ひ事、

附、御役宅^に見物之類^を勿論、其外非人等決^り入申間敷^ひ、且裏門^を用水汲入^ひ節、刻限相定、
置汲入^ひ様可致^ひ事、

一、何連之小屋^ニも、博奕^を不及申、賭之諸勝負有^之ひも^ハ其組頭捨置^ひハ、脇小屋之組頭罷越吟
味可致^ひ

附、内番同斷之衰、

一、組頭並平同心如何敷儀有^之ひ節、表立申出^ひも^ハ申立^ひ者、品^{より}恨を請可申成^と存其儘捨置
ひも^ハ自不得止衰儀^ニ相成^ひ上者不輕故、右體之儀於有^之も、其次第相認封物^ニいとし可差出^ひ

一、出火之節、頭病氣^ニも場所^に不罷出^ひハ、日光奉行差圖請可申并日光奉行支配組頭吟味役^を申
通儀も孰^レ奉行之差圖傳^へひ事故、同事^ニ相守可申^ひ衰、

右之條^と堅相守可申^ひ 以上

年月日

月 番 頭

在 勤 頭^の

右の出番御法度書に『跡改組頭宿を相改云』とあるのは、彼等の勤番通行の道中に於ける亂行を取

締る爲、勤番一行の通過後、與頭一人をして宿々を調査せしめたものである。寫眞を掲げた日光道中跡改帳は即ちこの各宿々の問屋或は名主、年寄より跡改の與頭に與へた證明書である。⁽⁸⁾

日光火の番は、八王子千人同心にとつて、その農業上に比較的支障を來す事尠く、しかも、その勤番の度に彼等に適度の名譽感と自己の武士としての地位の再認識への刺戟を與へて彼等の農民化の徹底を阻んだ點に於いて極めて適當な任務であつたと謂ひ得よう。故に八王子千人同心の側より見れば、必ずしもそれは勞苦でなく、むしろ、こゝに主君への奉仕による封建的な満足を得る機會を求め得たのであつた。

しかるに彼等にとつて眞に勞苦となるべき任務が課せられる事となつた。江戸市中火の番が之である。これは寶永二年二月十五日命せられ、これより頭一人、同心二百人が交代に四谷門内の火消屋敷に詰めて江戸火の番に服する事となり、⁽⁹⁾次の如く令せられた。

覺

千人組之同心向後常々相廻、火之元龜末に仕候體及見候ハ、可相斷候、且又出火之節ハ、千人組之頭、同心召連罷出、火を消候、^{〔可缺カ〕}火消道具等は其所ニ有合候を用可申候間、借し渡可申候、右之趣可相心得旨、より〜可被達候

以上

八王子千人同心について（高橋）

(三七)

一四九

所がこの江戸市中の火の番は、幾何もなく、寶永五年三月十八日、その役を免せられた⁽¹¹⁾。その理由を考ふるに、彼等にとつて江戸火の番は決して日光東照宮火の番の如き満足を伴ふものでなかつたのみならず、彼等の生活上に切實な苦痛を齎したものだと思はれる。交代の期間は不幸にして今之を明かにし得ないが、一度に二百人の出役は彼等の農業の上に大きな支障であつたに違ひない。さればこそ彼等は既に寶永二年十二月に、『^(前略)貞享元年子ノ十二月廿日、日光大火御座ハニ付、同丑ノ正月ノ先規之通、兩組百人ニ當酉年迄廿壹年相勤申ハ間、耕作仕兼ハ故、段々困窮仕ハ處ニ、當二月々、江戸、日光兩所之御番相勤ハニ付、耕作仕ハ儀ハ會以不罷候間、父母妻子等育難成奉存ハ云々』とその窮狀を縷々説明した歎願書を鑓奉行の許に提出し、⁽¹²⁾その容れられぬに對し、更に再三再四に及び、寶永三年には、鑓奉行及び千人頭の制止を肯じなかつた故を以て、同心五十七人追放を受けると謂ふ事件を惹起し、紛糾を重ねたが、前述の如く寶永五年三月に至り、遂にその猛運動が効を奏し、彼等の窮狀が認められ、江戸の火の番はその役を免せらるゝに至つたのであつた。⁽¹³⁾先には日光火の番を自ら志願したとさへ傳へらるる八王子千人同心が、一度、江戸市中火の番を命ぜらるゝや、かゝる強硬なる鬭争的態度を以て之に對したと云ふ事は、既に寶永の頃に於て彼等の經濟生活が行き詰りつゝあつた事を語つてをるものとも謂へよう。

八王子千人同心は更に、天保七年完成せる、かの新編武藏國風土記稿の編纂に當つて、その地誌搜索

に與る所大であり、かつその成績の優秀なりし事を以て知られてゐるが、それは會々八王子千人同心の前述の如き廣汎な分布状態がその地誌搜索に至便であつた事と、それに植田孟縉、鹽野適齊の如き一、二の適當な指導者を得てをつた爲である。⁽¹⁴⁾

之を要するに、八王子千人同心の任務として代表的なものは日光火の番であつて、これこそ前述の如く、彼等にとつて最も適切なものであつたと謂ふ事が出来る。

- (1) 落穂集(改定史籍集覽第十冊)四十八頁。
- (2) 徳川實紀(新訂増補國史大系第四十卷)三六七頁。
- (3) 大日本地誌大系第九、一六七頁。
- (4) 東照宮史 三三三頁。
- (5) 吏徵別錄(續々群書類從第七)九十九頁。
- (6) 天保集成八十八(帝國圖書館藏)。
- (7) 日光御番心得(八王子市志村吉十郎氏所藏)。
- (8) 島村龍造氏、八王子千人隊日光勤番通行について(多麻史談三卷二號)。
- (9) 前掲第四十三卷、徳川實紀五六七頁。
柳營年表祕録、中。
- (10) 御觸書寛保集成一五一五。
- (11) 註(9)前掲六九一頁。
- (12) 八王子千人同心由緒書(志村氏所藏)。

八王子千人同心について(高橋)

(13) 柳營年表祕録、中。

(14) 天野佐一郎氏、地誌搜索の功勞者(八王子教育第十號)。

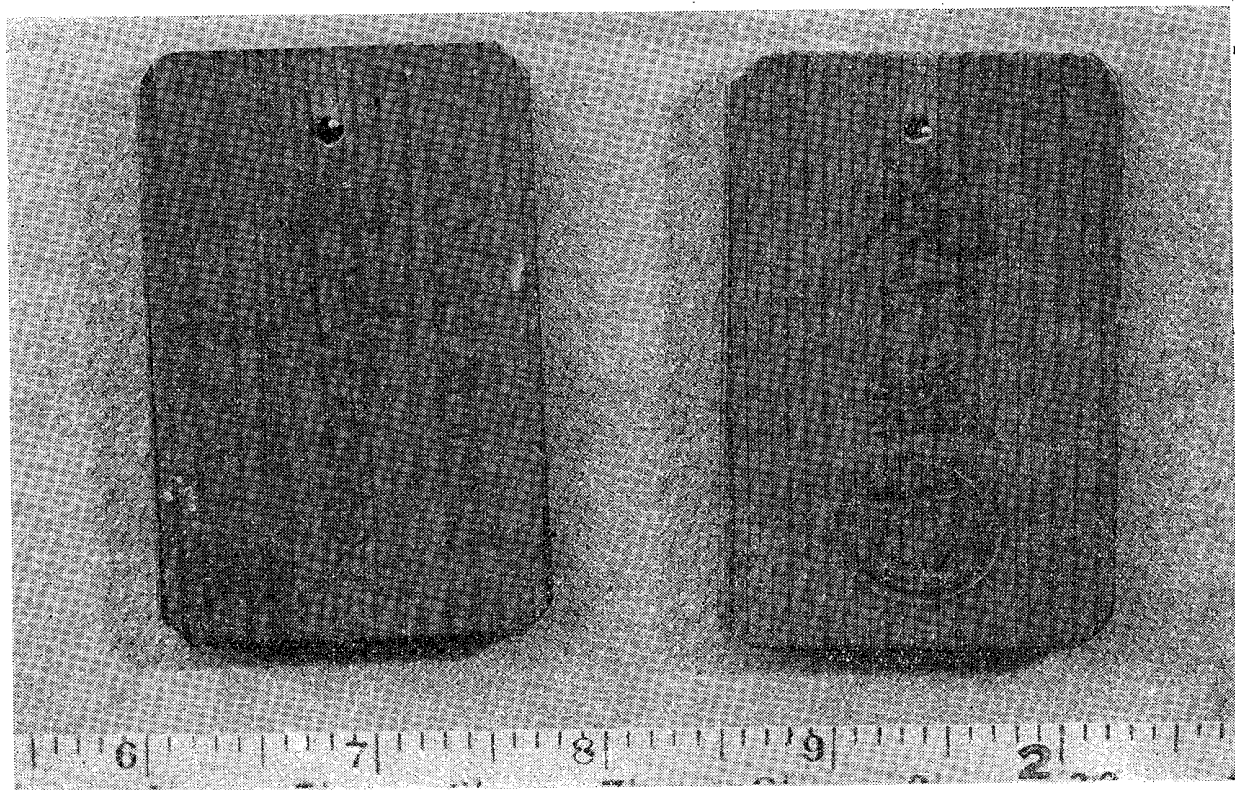
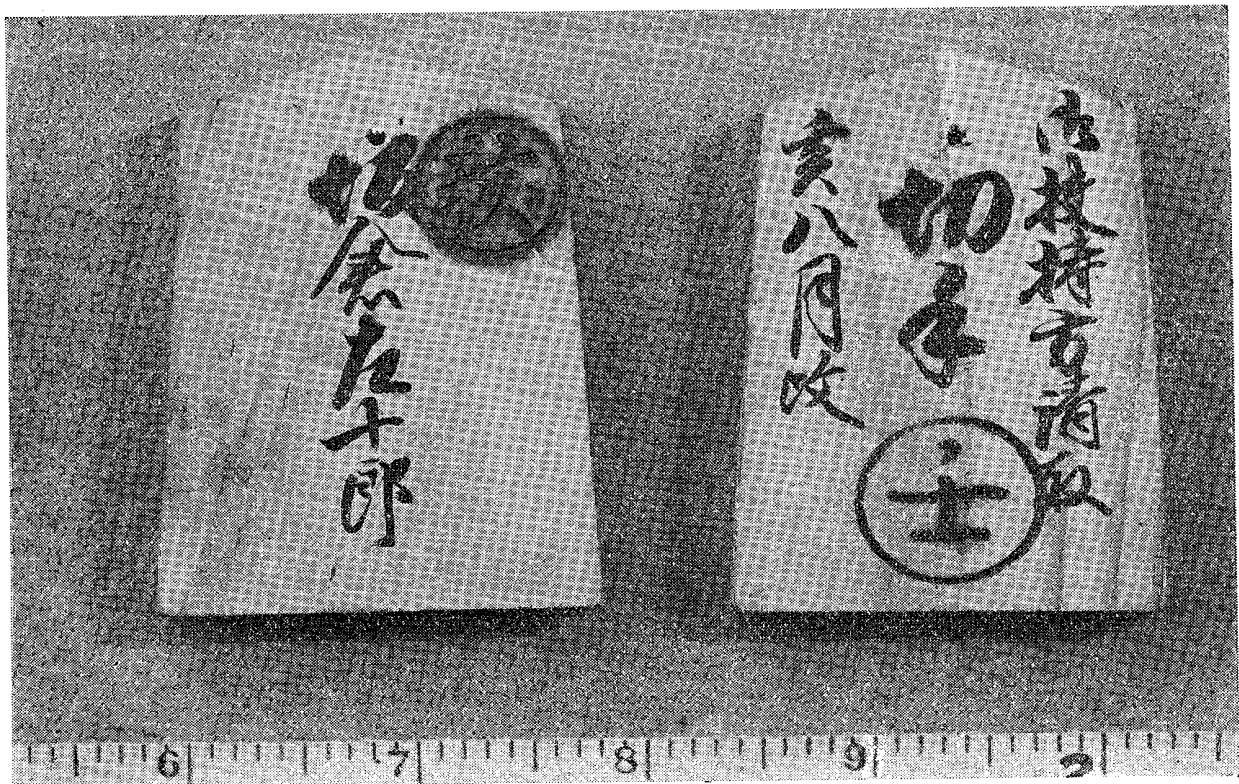
五

次に我々は、前節に於て取殘された、彼等の經濟的衰頹及びその變質へ觀察を進めよう。既に述べた通り、寶永二年、江戸火の番を命せらるゝや、彼等が強硬なる鬭争的態度を以て之を忌避した事は、一面彼等の經濟生活の窮迫に近づいてゐた事を語るものであり、寛政三年に、日光火の番の百人、五十日交代を五十人、半年交代に改められ、翌年、更に出役中の組頭等に加扶持を與へられることとなつたのは、彼等の火の番の手薄を補ふばかりでなく、寛政元年の有名な棄捐令と思ひ合せるに、彼等の經濟的衰頹の進行した爲、之に對する救濟として行はれたものとも解せられる。

さて、先づ彼等の經濟的衰頹及び變質を彼等の武士株賣買から見てゆかう。竹越與三郎氏の日本經濟史に引用されてをる、天寛襟記と題する書の一節に、

『寛政の初に八王子千人同心を府下へ移さるべしとの風説あり、その時に千人と云ふハ表面のみよて内實ハ四百五十人程ならでハなく賣株となりしを一人にて五人分も七人分も所有するものありしとなり』⁽¹⁾

八王子千人同心について（高橋）



と語られてをるのによつて、當時、彼等の武士としての身分そのもの、株賣買の激しかつた事が知られるが、之は幕末に近づくに従つて甚しく、維新當時にあつては本來の八王子千人同心の殘存する者は極く一部に過ぎず、大部はこの株賣買の結果新に加つたものであつたと傳へられてゐる。それらの株は、前掲の記事にも見えてをる如く、同心の中の富裕なもの、手に併有されて、その財産化したか、又他面彼等は平時農耕生活に従事した關係から、彼等の身分を次第に百姓の富裕なものに讓るに至つたのである。斯くして、彼等の株の賣買は農民を以て彼等の地位に置き換へる事となり、彼等自身の漸進的農民化に對し更に加速度的な全體的農民化を齎すに至つた。

更に彼等の經濟的衰頹の一例として、前述の扶持米代理受取所たる米商大坂屋と彼等との關係について一言せねばならない。大坂屋は彼等の組屋敷に近い八木宿の名主を勤め、姓を森本、名を一代交代に甚助、宗兵衛と稱した。この大坂屋をその扶持米配給所である所から通稱を八王子御藏前と呼び、之が旗本に對する札差或は諸國の陪臣に對する米受取販賣を代理した米商と略々同様の課程を経て、八王子千人同心に對する金融機關化し、その高利が彼等をして更に困窮に陥らしめた。(寫眞は大坂屋の子孫である八王子市森本喜助氏所藏の八王子千人同心の扶持米切手で、抵當として預けられたまゝになつたものの一、二である。同氏はこの他、借用證文等大部分散佚後であるが猶多數所藏されてゐる。) 大坂屋については、その古い事は明かでないが、天保十四年に齡八十で歿した甚助と云ふものは、もと阿波國

高原郷平島村の出で藍行商に八王子へ毎々來たものが大坂屋の養子となつたもので、大坂屋の富強も恐らく寛政頃からの事であらう。維新後、大坂屋は八王子千人同心に對する莫大な貸倒れの爲、昔日の倅を失つてしまつた。

斯の如き金融機關は又、大坂屋のみに限られず、その他下染谷村長右衛門を初めとして、八王子千人同心の分布が廣汎なるが爲、なほ多く存在したやうであり、又株賣買により百姓の富裕なものが千人同心に加つた結果、之等裕福な仲間中より融通をうける事もあり、千人同心の中に於いて益々貧富の差を甚しくし、その貧窮化したものは更にその地位を貨幣化するに及んで八王子千人同心の變質は更に激化された。

彼等の經濟的衰頽に伴つて又考へねばならぬのはその人口問題である。彼等は身分上一般武士と同様固定的であるが、その農業方面に於いてや、弾力性を有する。しかしその土地そのものに自ら限度がある以上、彼等の人口増大に伴つて彼等の子弟の生活方法は當然何時かは到達すべき問題であつた。八王子千人同心子弟の蝦夷地移住はむしろ前節に於て述べべきではあつたが、この問題と密接な關係があるので、以下その概要を記すこととする。

羽太正養の休明光記卷二に

『八王子千人頭原半左衛門願の通、組同心之子弟等召具し、蝦夷地を相越、御用勤むべきのよし、寛

政十二申年正月十四日命せらる、是は半左衛門兼ての志願、武州八王子は邊土にて、彼地住居之同心、日來耕作に馴たる故、其子弟厄介等凡百人程、蝦夷地へ召具し、可然土地に於て耕耘の道を開かせ、則彼等をして農兵たらしめば、一つの警衛たらむよしを、去年中御鑓奉行迄申たりしよし、先達而執政方より其書附を下給ひ、懸り評論の上可然よしを申上げる故、今日命せらる、所也(下略)』⁽²⁾

とあり、之は會々當時ロシアの極東進出への對策としての北方問題、特に蝦夷地開拓の問題が重要視され、幕府がその經營に乗り出したのに乗じ、千人頭、原半左衛門胤乳が、八王子千人同心子弟が農耕生活に馴れてをるのを利用して、この機會に彼等の生活問題を解決せんとしたもので、又、幕府側から見れば將來行はんとする拓殖計畫に對する試験的な試みであつた。

右の許可が與へらるゝや、半左衛門は弟の新助を手代りとして伴ひ、同心の子弟厄介の中から然るべき人物百人を選び、之等を卒ひて寛政十二年三月下旬八王子を發し、蝦夷地に至り、半左衛門はシラスカ、新助はユウブツを持場として、各五十人づゝ指揮し、鐵砲二十五挺づゝを備へ、警衛を主とすると共に、兼ねて農業に従事したのである。⁽³⁾

當時、彼等は手當として六兩(一月二分づゝ)三人扶持を給せられてをつたのであるが、元來この移住は彼等子弟の生活問題にあつたのであるから、原半左衛門は常に彼等を武士として就職せしめんと謀り、文化元年三月彼が箱館奉行支配役を命せらるゝや、彼等の、手當金を高に直し、同心と唱へしめん

事を願つたのであつた。しかし當時未だ奉行所の基礎定らざる時であり、そのまゝ箱館地役雇と唱へ箱館奉行の下にあつたが、文化四年幕府が西蝦夷地をも收公するに及び、農兵の需要が増加した爲、同年五月、以後二十俵二人扶持を給せられ、同心と唱へ、なほ從來通り箱館奉行の支配下に屬することゝなつた⁽⁴⁾。

斯くて彼等の移住の目的である子弟の就職問題は一應解決したのであるが、しかもその後の彼等についてはあまり明かでない。しかし乍ら一般に彼等の移住は大體に於いて失敗に歸したものと傳へられてゐる。その理由は北海道拓殖が後年に於いてもさうであつたやうに甚しく難事であつた事は勿論であるが、又傳へらるゝ所によれば移住した子弟等が質に於いて甚だしく劣り、所謂もてあまし者が選拔せられたとの事であり、かゝる事實が或はその失敗の他の有力なる原因となつたのではあるまいか。しかしそれも要之、この移住が八王子千人同心子弟の生活問題の打開策の一つの現れであつた事を語るものであらう。

以上の二、三の例にも窺はれる八王子千人同心の經濟的衰頹は彼等の武士としての立場を頹廢せしむるに至つた。勿論之は必ずしも彼等に限つた事ではないが、しかし更に彼等の經濟的衰頹は彼等本來の姿である兵農一致の制をすら崩壞に導きつゝあつた事は注意さるべきである。

徳川時代に入つて一度變質して農業者生産者から非生産者と化した一般武士がその經濟的衰頹を契機と

して再び生産者特に主として問屋資本に従屬する手工業者と化しつゝ、あつたに對し、その期間を通じて武士たるの一面、農民生産者として生活した八王子千人同心がその經濟的衰頹により、一轉して或は手工業者に、或は商人に化し、經濟的實力を有する町人からは、

同心と同じ稱への一たばね

職人もあり、商人もあり⁽⁵⁾

と嘲笑さるゝに至つては、彼等本來の特質は殆ど失はれるに至つたと謂ふべきである。

(1) 竹越氏日本經濟史第五卷、四〇八頁。

(2)(3) 休明光記(續々群書類從第四)五二二頁。

(4) 同上、六二九頁。

(5) 前掲、大坂屋屋甚助、耳袋。

六

最後に簡單に、幕末に於ける八王子千人同心の行動について記さう。幕末には彼等は鑓奉行より講武所奉行の支配に移り、一方、神奈川勤と稱して神奈川、横濱の警備にも當つた。文久三、四年兩度の將軍家茂の上洛に際しては、例によつて頭二人、組同心二百八十八人、又御長柄方として同じく頭一人、

組同心百人供奉し、更に慶應元年五月の長州征伐にはやはり右と同様の人数供奉し、翌慶應二年には陸軍奉行所屬となつて藝州廣島に出陣し、更に別手組は小笠原壹岐守の指揮下に入つて豊前小倉に出張して敗戦した。

明治元年四月、岩倉具定の率ゆる官軍が八王子を通過するに當り、八王子千人同心内部に於ても歸順か、一戦かについて軋轢があつたが、結局、歸順論が大勢を決し、官軍は堂々江戸に向つた。しかし、かくの如くその態度を明かにするものは彼等のごく一部分に過ぎず、大部分は既に變質の結果封建的觀念も進歩的思想も有しなかつた爲、當らず觸らずの態度をとり、後に土着と認めらるゝに至つた。尤も彼等の一部には、江戸の彰義隊の煽動に應じてそれに參加したものもないではなかつた。こゝに當時日光勤番出役中の千人頭石坂彌次右衛門義禮は八王子千人同心の歸順により官軍は無事八王子通過との報に接し、出役中の組同心の意見をも之に統一し、その地に向つた官軍に歸順の意を表し、急遽八王子に歸つたが、當時右の如く彰義隊に參加する者あり、内部の意見又區々たるを見、自己の責任を痛感して閏四月十日、父親の介措の下に自盡し果て、悲劇的な物語を今日に傳へてゐるが、之は又、八王子千人同心の最後を僅かに飾る悲しき終幕でもあつた。

斯くして徳川幕府崩壊と共に當然八王子千人同心も解散せられ、同心等は『徳川舊臣』の朱印一葉を與へられた。彼等の中には、之により所謂駿府御供として新封の静岡藩に薄給を以て抱へられたものも

尠くなく、所謂御朱印の賣買が又當時甚しかつたと謂はれる。維新後、彼等の中、當時官軍に歸順の意を明かにせるもの、或は彰義隊に参加して官軍に抵抗せるもの、孰れも士族となつたが、その他の大部分はその態度を明かにしなかつた爲、土着と認められ、彼等が士族となるには更に後年の複祿請願運動の結果に待たねばならなかつた。⁽¹⁾

(1) 本節は當時の千人隊士、木虎清高翁その他の談話による所が甚だ多い。

結 語

八王子千人同心は、中央集權的近代封建制度成立過程に於ける戰國の動亂の中に犠牲となつた封建領主の遺臣の懷柔政策乃至保護政策として、その成功者たる徳川氏により、武田氏を初め北條氏その他諸家の牢人を薄給を以て懷柔し、併せて之等牢人をして他の不隱分子に對する警備竝に地理的に重要なる甲州口の防備に當らしめんが爲、設けられたもので、正に一石二鳥の名案であつた。

彼等は薄給なる半面、平時にあつては、定つたる任務を有しなかつたが故に、自由に八王子附近に田野を開墾して農業に従事することを許され、之は彼等の經濟生活に多少彈力性を與へ、且つ彼等を都會生活より遠ざけたが故に一應彼等の經濟的並びに精神的衰頹、變質を一般武士のそれよりも遅らしめた。斯くして彼等は徳川時代の農兵論者により、その模範とする所とさへなつたのであつた。併し乍ら彼等

はその成立當初に於いて、その農民化が約束されてゐたものと謂ひ得よう。承應以後、幕末に至る迄彼等の任務とした日光火の番はともかくも彼等に自己再認識の機會を與へて、精神的にその農民化を阻んだかに見えるが、商品經濟の農村への侵蝕に伴ふ彼等の經濟的衰頹は、遂に一般武士と同様、彼等の身の貨幣化たるその株賣買の出現に及んでその變質を著しくした。その株は或は餘裕ある彼等の一部のもの、併有する所となつて財産化し、或は富裕なる百姓の占むる所となつてその本質的農民化を遂げた。彼等のかゝる變質は幕末に及んで更に激化した。徳川時代に入つて一度變質せしめられて農業生産者から非生産者と化した一般武士が、その經濟的衰頹を契機として再び生産者特に主として問屋資本に従屬する手工業者と化しつゝ、あつたに對し、その期間を通じて武士たるの一面、農業生産者として生活することに特異性を有した八王子千人同心が、その經濟的頹廢の極、一轉して或は手工業者に、或は商人に化するに及んでは、彼等本來の兵農一致の本質は次第に失はれねばならなかつた。併し乍ら他面、農民としての彼等を觀察するならば、彼等の長き兵農一致制度の惰力は彼等の中に一般農民に見ざる精神的誇負を長く遺存せしめた事を明らかに認め得るのである。

以上は八王子千人同心の沿革を主とし、やゝその經濟生活にも言及したに過ぎない。彼等については更に詳細なる社會、經濟史的研究が加へらるべきであり、殊にその農業に於ける土地問題の如き興味ある問題たるは論を俟たぬが、これらの問題については、いづれ再び稿を起すの機會を得るであらう。